

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成22年2月9日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）開始日時

平成22年3月2日午前10時30分

2 公売（入札）締切日時

平成22年3月2日午前11時00分

3 公売及び開札の場所

京都市東山区清水五丁目130番地の6

京都市東山区役所 3階大会議室

4 公売の方法

入札

5 公売保証金の納付期限

平成22年3月2日午前10時50分

6 開札の日時

平成22年3月2日午前11時00分

7 売却決定の日時

平成22年3月9日午前11時00分

8 売却決定の場所

京都市東山区清水五丁目130番地の6

京都市東山区役所 3階大会議室

9 買受代金の納付期限

平成22年3月9日午前11時30分

10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後のき損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。

(7) 物件の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財政 3

2 見積価額

20,340,000円

3 公売保証金

2,040,000円

4 公売財産の表示

(1) 京都市左京区北白川東平井町

30番

宅地

135.53㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

(1) 公売財産は，叡山電鉄叡山本線「茶山駅」から南東方へ約470m（道路距離）に位置する。

(2) 公売財産は，北西側約12mが幅員約6mの舗装市道に等高に，北東側約13mが幅員約11mの片側歩道付舗装市道に等高～0.1m低く，それぞれ接面し，北角に約3mのすみ切りを有する，南北最大約15m・東西最大約15m・規模135.53㎡の五角形状の不整形な角地である。

6 法的規制，利用状況等

(1) 第1種住居地域，準防火地域，指定建ぺい率60%，指定容積率200%，15m第2種高度地区，日影規制（一），山並み型建造物修景地区

(2) 公売財産は、自動車6台分に区画割された月極駐車場（青空駐車場）として利用されている。アスファルト舗装等はされていない。

平成22年1月現在での駐車確認台数は6台で、そのうち一部の賃借人からの申立によると、駐車場賃貸借契約内容は、下表のとおりである。

(平成21年11月現在の契約内容)

使用形態	契約期間	更新内容	月額賃料	保証金	契約形態
賃貸借	約1年	自動更新	15,000円	15,000円	書面

保証金は、契約終了時明渡し完了と同時に諸費用控除のうえ返還される。

7 その他公売条件

境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。

※ 問い合わせ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)